

堺市公報 号外第3号	平成30年6月29日発行
堺市公報	発行 堺市(総務局行政部法制文書課) 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
< 条例 >	
○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例 【市長公室ニュータウン地域再生室】	3
○堺市市税条例等の一部を改正する条例 【財政局税務部税制課】	4
○堺市介護保険条例の一部を改正する条例 【健康福祉局長寿社会部介護保険課】	11
○堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例 【建築都市局都市計画部都市計画課】	12
○堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例 【教育委員会事務局地域教育支援部美原こども館】	13

本号で公布された条例のあらまし

○堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成30年条例第35号）
旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に関する事業に係る事業者の選定についての審議及び審査を行うため、堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会を設置するもの

○堺市市税条例等の一部を改正する条例（平成30年条例第36号）
平成30年度税制改正に係る地方税法等の改正に伴う所要の改正を行うもの

○堺市介護保険条例の一部を改正する条例（平成30年条例第37号）
介護保険法施行令の一部改正に伴う条項のずれを修正するもの

○堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例（平成30年条例第38号）
生産緑地法の一部改正を踏まえ、生産緑地地区の面積要件（現状：500平方メートル

以上の規模の区域であること。)を引き下げ、300平方メートル以上の規模の区域であることとするもの

○堺市立美原こども館条例の一部を改正する条例（平成30年条例第39号）

美原こども館のひらお分館及びいわき分館を廃止するもの

条 例

堺市附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

堺市長 竹 山 修 身

堺市条例第35号

堺市附属機関の設置等に関する条例の 一部を改正する条例

堺市附属機関の設置等に関する条例(平成25年条例第4号)の一部を次のように改正する。

別表の第1項の表堺市旧高倉台西小学校活用事業者選定委員会の項の次に次のように加える。

堺市旧泉北すえむら資料館活用等事業者選定委員会	旧泉北すえむら資料館の活用及び大蓮公園の管理運営に関する事業に係る事業者の選定についての審議及び審査に関する事務	5人以内	委嘱され、又は任命された日から事業者が選定される日まで
-------------------------	--	------	-----------------------------

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

堺市市税条例等の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

堺市条例第36号

堺市市税条例等の一部を改正する条例

(堺市市税条例の一部改正)

第1条 堺市市税条例(昭和41年条例第3号)の一部を次のように改正する。

目次中「第67条の4」を「第67条の5」に改める。

第8条第1項中「によって」を「により」に改め、同条第2項中「、この節」の次に「(第28条第2項及び第3項を除く。)」を加える。

第8条の2中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に100,000円を加算した金額」を加える。

第11条第1項中「当該右欄」を「同表右欄」に改める。

第17条第1項中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改める。

第18条第1項本文中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「までに第1項」を「までに、同項」に改め、同条第5項及び第6項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同条第7項中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改め、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第15項に規定するものをいう。)

第27条の5第1項中「においては」を「には」に改め、同条第3項中「第27条の3中」の次に「前条第1項」とあるのは「第27条の5第1項」と、」を加える。

第28条に次の2項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人に係る法人の市民税の申告については、同項及び施行規則に定めるところにより行わ

なければならない。

3 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

第65条を第65条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

(製造たばこの区分)

第65条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第66条に次の1項を加える。

2 製造たばこの本数及び重量又は金額により換算する場合における製造たばこの本数の計算方法等については、法第467条に定めるところによる。

第67条中「5,262円」を「5,692円」に改める。

第2章第4節中第67条の4の次に次の1条を加える。

(たばこ税の課税免除)

第67条の5 卸売販売業者等が、法第469条第1項各号に掲げる製造たばこの売渡し又は消費等をする場合には、当該売渡し又は消費等に係る製造たばこに対しては、たばこ税を免除する。

2 前項の規定による課税免除の適用については、法第469条に定めるところによる。

附則第3条の2の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)」を付し、同条第1項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「改正前」を「改正後」に、「平成30年旧法」を「平成30年新法」に、「3分の1」を「2分の1」に改め、同条第2項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成30年旧法」を「平成30年新法」に改め、同条第3項中「平成28年4月1

日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成30年旧法附則第15条第2項第7号」を「平成30年新法附則第15条第2項第6号」に改め、同条第4項中「平成30年旧法」を「平成30年改正法第1条の規定による改正前の地方税法（以下「平成30年旧法」という。）」に改め、同条第5項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成30年旧法附則第15条第32項第1号イ又はロ」を「平成30年新法附則第15条第32項第1号イからホまで」に改め、同条第6項中「平成28年4月1日から平成30年3月31日」を「平成30年4月1日から平成32年3月31日」に、「平成30年旧法附則第15条第32項第2号イからハまで」を「平成30年新法附則第15条第32項第2号イ又はロ」に、「2分の1」を「4分の3」に改め、同条第10項を次のように改める。

11 平成30年改正法第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日から平成33年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第47項に規定する政令で定める機械装置等に係る同項の条例で定める割合は、零とする。

附則第3条の2中第9項を第10項とし、第7項及び第8項を1項ずつ繰り下げ、第6項の次に次の1項を加える。

7 平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に取得された平成30年新法附則第15条第32項第3号イからハまでに掲げる特定再生可能エネルギー発電設備に係る同号の条例で定める割合は、2分の1とする。

附則第3条の2の次に次の1条を加える。

第3条の2の2 平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に新築された平成30年新法附則第15条の8第2項に規定する政令で定めるサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に係る同項の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第3条の7の次に次の1条を加える。

（改修実演芸術公演施設に対する固定資産税等の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告）

第3条の8 法附則第15条の11第1項に規定する改修実演芸術公演施設について、同項の規定の適用を受けようとする者は、同項に規定する利便性等向上改修工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号）第10条第2項に規定する通知書の写し及び主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成24年

法律第49号)第2条第2項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第3号に規定する劇場若しくは演芸場又は同条第4号に規定する集会場若しくは公会堂のいずれに該当するかの別
- (4) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (5) 利便性等向上改修工事が完了した年月日
- (6) 利便性等向上改修工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

第2条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第67条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

附則第3条の2第9項中「平成30年旧法附則第15条第44項」を「平成30年改正法第2条の規定による改正後の地方税法(以下「平成31年施行法」という。)附則第15条第43項」に改め、同条第10項中「平成30年旧法附則第15条第45項」を「平成31年施行法附則第15条第44項」に改め、同条第11項中「平成30年新法附則第15条第47項」を「平成31年施行法附則第15条第46項」に改める。

第3条 堺市市税条例の一部を次のように改正する。

第67条中「6,122円」を「6,552円」に改める。

(堺市市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 堺市市税条例の一部を改正する条例(平成27年条例第40号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「第65条第1項」を「第65条の2第1項」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、附則第4項中「第65条第1項」を「第65条の2第1項」に改め、「。以下「法」という。」を削り、「除く。以下同じ」を「除く。」(以下これらを「売渡し等」という)に改め、附則第5項中「地方税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第2号)附則第20条第4項に規定する」を「総務省令で定める様式による」に改め、附則第7項及び第9項中「条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改め、附則第11項中「平成31年4月1日前に条例第65条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「平成

31年10月1日前に売渡し等」に、「1,262円」を「1,692円」に改め、附則第12項の表中「平成31年4月30日」を「平成31年10月31日」に、「平成31年9月30日」を「平成32年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「公布日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第2章第4節の改正規定(第67条の4の次に1条を加える改正規定を除く。)

及び第4条の規定 平成30年10月1日

(2) 第1条中第8条の2の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。）及び第18条の改正規定 平成31年1月1日

(3) 第2条中附則第3条の2の改正規定 平成31年4月1日

(4) 第1条中第8条及び第28条の改正規定 平成32年4月1日

(5) 第2条中第67条の改正規定 平成32年10月1日

(6) 第1条中第8条の2の改正規定（「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分を除く。）及び第17条の改正規定 平成33年1月1日

(7) 第3条の規定 平成33年10月1日

(8) 第1条中附則第3条の2第10項を改める改正規定 地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第1条中法附則第15条に3項を加える改正規定（同条第47項に係る部分に限る。）の施行の日（その日が公布日前である場合にあっては、公布日）
(個人の市民税に関する経過措置)

2 前項第2号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第18条の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 第1項第6号に掲げる改正規定による改正後の第8条の2及び第17条の規定は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(法人の市民税に関する経過措置)

4 第1項第4号に掲げる改正規定による改正後の第8条及び第28条の規定は、平成32年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度

分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 5 第1条の規定による改正後の堺市市税条例（以下「新条例」という。）附則第3条の2第1項から第3項まで及び第5項から第7項までの規定は、平成31年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成30年3月31日までの取得分については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

- 6 第1項第1号、第5号及び第7号に掲げる改正規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、それぞれ、なお従前の例による。

- 7 平成30年10月1日前に新条例第65条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（地方税法（昭和25年法律第226号）第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）（以下これらを「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（堺市市税条例の一部を改正する条例（平成27年条例第40号）附則第2項に規定する紙巻きたばこ3級品を除く。以下同じ。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第65条の2第1項に規定するものをいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。以下「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 8 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、総務省令で定める様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。

- 9 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を納付書によって納付しなければならない。

- 10 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則

第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 11 第8項及び第9項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8項	前項	第10項
	平成30年10月31日	平成32年11月2日
第9項	平成31年4月1日	平成33年3月31日

- 12 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には本市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には本市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に本市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 13 第8項及び第9項の規定は、前項の規定により市たばこ税を課する場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第8項	前項	第12項
	平成30年10月31日	平成33年11月1日
第9項	平成31年4月1日	平成34年3月31日

堺市介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

堺市条例第37号

堺市介護保険条例の一部を改正する条例

堺市介護保険条例（平成12年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項第6号ア中「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

堺市生産緑地地区の区域の規模に関する条件を定める条例を公布する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

堺市条例第38号

堺市生産緑地地区の区域の規模に関する
条件を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下「法」という。）第3条第2項の規定に基づき、本市における生産緑地地区の区域の規模に関する条件について定めるものとする。

(生産緑地地区の区域の規模)

第2条 法第3条第2項の規定により条例で定める区域の規模に関する条件は、300平方メートル以上の規模の区域であることとする。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。

堺市立美原子ども館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成30年6月29日

堺市長 竹山修身

堺市条例第39号

堺市立美原子ども館条例の一部を改正する条例

堺市立美原子ども館条例（平成16年条例第111号）の一部を次のように改正する。

別表中

堺市立美原子ども館ひらお	堺市美原区平尾	を
	(分館) 堺市美原区さつき野東1丁目	
堺市立美原子ども館いわき	堺市美原区太井	に
	(分館) 堺市美原区阿弥	

堺市立美原子ども館ひらお	堺市美原区平尾	に
堺市立美原子ども館いわき	堺市美原区太井	

改める。

附 則

この条例は、平成30年7月1日から施行する。